



## 資料3 キャリア・リターン制度の導入について

- ◆ **概要** 育児又は介護を理由にやむを得ず退職をした職員のうち、希望者については復職を可能とするキャリア・リターン制度を導入します。
- ◆ **目的** 家庭での育児や介護と仕事を両立している職員が多い中、やむを得ず退職した場合であっても、在職時に培った知識や経験を生かして、再度活躍することができる環境整備を目的としています。
- ◆ **日時** 令和3年10月1日から開始
- ◆ **内容(背景)** 本人の希望に基づき面接や作文等の採用選考を実施し在職中の勤務成績を考慮した結果、選考に合格した者についての復職を可能とします。  
復職後の処遇は3級以下の職員は在職時と同一の級で復職することとし、4級以上の職員については原則4級で復職することとします。給料については再度初任給を算定するものとします。
- ◆ **対象** 令和3年10月1日以降、育児又は介護を理由にやむを得ず退職をした職員であって、在職5年以上かつ離職後5年以内の者（全職種対象）
- ◆ **セールスポイント**
  - ・ 県内市町村では初めての取り組みとなります。
  - ・ 復職者のメリット
    1. 慣れ親しんだ職場に復職できることで、スムーズに仕事復帰ができる
    2. 効率的に再就職ができる
    3. スキルがすぐに役立つ
  - ・ 市のメリット
    1. 離職や定員割れで人材確保が困難な中、即戦力として活躍が期待できる
    2. 人物像を把握したうえで採用できる

